



STEP 3

浄化計画の立案

土壌汚染の対策には、掘削除去や原位置浄化、封じ込め等、様々な方法があります。

STEP2までの調査結果をもとに、有害物質の種類や汚染状況、事業者ニーズに合わせて最適な工法を検討・選定し、浄化計画を立案します。

工事での注意点もアドバイスいたします。

土壌汚染対策工事を行う場合は、注意すべき点を把握しておかなければ、かえって汚染を拡散させてしまうこともあります。そのため当社では、施工時に実施すべき環境保全対策と、その対策が機能していることを検証するための環境測定方法もご提案し、その他工事を進める際の注意点もアドバイスいたします。

[環境保全対策例]

- 掘削時に散水やシート養生等の飛散防止措置を施す。
- 撤去する路盤材や運搬車両のタイヤに付着した土壌は、ブラシ等で取り除く。
- 第三者の立入を制限する。(仮囲いや監視員の配置)
- 対策時に発生する地下水等は排除基準を満たすように処理を施す。

[環境測定の実施例]

- 大気中の粉塵量を測定する(デジタル粉塵計)
- 大気中の粉塵に含まれる有害物質を測定する(ハイボリュームエアサンプラー)
- 処理プラント等からの排水を測定する

工法選定

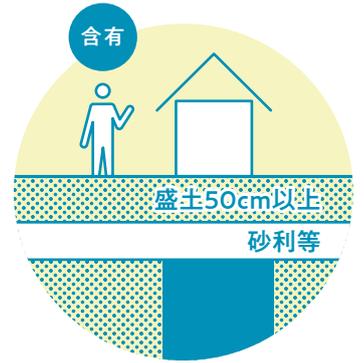
〔掘削除去〕

汚染土壌を削り取り除去。掘削後は適合土で埋め戻す。



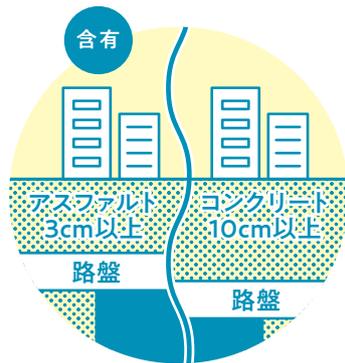
〔盛土〕

汚染土壌の上面をまず砂利等で覆い、その上を厚さ50cm以上の土で覆う。



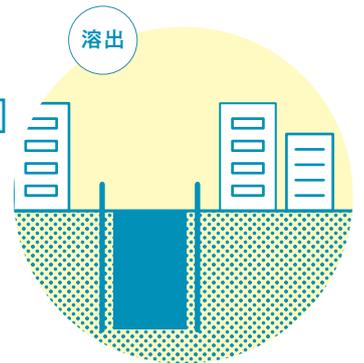
〔舗装〕

汚染土壌の上面を厚さ10cm以上のコンクリートまたは厚さ3cm以上のアスファルトで舗装。



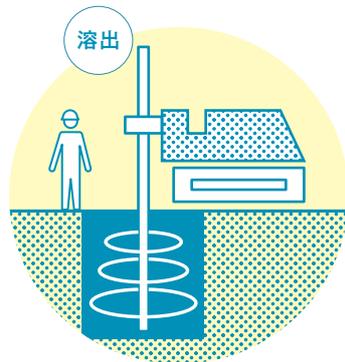
〔原位置封じ込め〕

汚染土壌の周辺を遮水壁で囲って封じ込める。



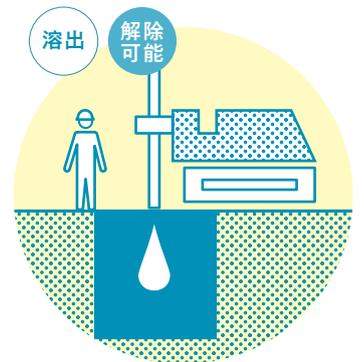
〔不溶化〕

薬剤を混合し有害物質が水に溶け出さないように処理。



〔原位置浄化〕

その場で浄化。井戸を設置して有害物質を地下水とともに汲み上げて回収したり、微生物や溶液を用いて有害物質を分解したりという方法がある。



対策工事での注意点

01 埋め戻し土の分析方法

汚染のおそれがないと認められる土地

- 5,000m³ごとに1検体

汚染のおそれが少ないと認められる土地

- 900m³ごとに1検体

汚染のおそれが多いと認められる土地

- 100m³ごとに1検体

※上記いずれの場合も分析項目は全項目

02 杭残土の扱い

杭の残土を搬出する場合は本来、産業廃棄物と汚染土壌の両方に該当するため、汚染土壌の処理場許可と産業廃棄物の処分業許可(汚泥)許可を併せもった施設に搬出することが望ましい。

ただし契約上はどちらとして扱うかを明確にしなければならない。

03 地下水の測定方法

地下水汚染あり

- 観測井戸を下流側に1箇所以上設置 定期的に4回以上/年測定
- 地下水汚染の生じていない状態が2年間継続するまで実施(途中1回でも観測されるとその時点から、再度2年間必要)

地下水汚染なし

- 観測井戸を下流側に1箇所以上設置
- 1回のみ(汚染がないことを確認)